



子育て

■乳幼児医療費助成制度の申請

未就学児全員（6歳に達した年度末までのお子さん）を対象に医療費助成を行っています。この制度を利用されていないお子さんの保護者は、申請してください。

対市内在住の健康保険に加入している乳幼児（平成16年4月2日以降生まれ）の保護者 所得制限なし。

□助成範囲 乳幼児が保険診療を受けたときの自己負担金額
健康診断、入院時食事代、薬容器代は助成対象外。

□助成期間 10月1日～翌年9月30日（期間内に受給資格を失ったときはその前日まで）

10月1日以降に申請した場合は、申請日から9月30日まで

□必要なもの 印鑑 お子さんの健康保険証の写し 申請者の健康保険証の写し、または年金加入証明書 平成22年度課税証明書（平成22年1月2日以降に転入した方） その他必要書類

、 、 は後日提出可。

申子育て支援課（田無庁舎1階）
市民課（保谷庁舎1階）
子育て支援課 田（☎460 - 9840）

■義務教育就学児医療費助成制度の申請

市では一定の所得制限（別表参照）を設け、児童にかかわる医療費の一部を助成しています。この制度を利用されていない児童の保護者で所得制限範囲内の方は、申請してください。

対市内在住の児童（平成7年4月2日～平成16年4月1日生まれの義務教育就学児）の保護者 所得制限有り。

□助成範囲
通院の時：保険診療を受けたときの自己負担金額から一部負担金（1回200円）を除く額

入院などの時：入院、調剤などで保険診療を受けたときの自己負担金額
健康診断、入院時食事代、薬容器代は助成対象外。

□助成期間 10月1日～翌年9月30日（期間内に受給資格を失ったときはその前日まで）

10月1日以降に申請した場合は、申請日から9月30日まで

□必要なもの 印鑑 児童の健康保険証の写し 申請者の健康保険証の写し、または年金加入証明書 平成22年度課税証明書（平成22年1月2日以降に転入した方） その他必要書類

・ ・ は、後日提出可。

申8月から・子育て支援課（田無庁舎1階） 市民課（保谷庁舎1階）

□22年度 所得制限額表

国民年金加入者および未加入者	
扶養人数	所得額
0人	460万円
1人	498万円
2人	536万円
3人	574万円
4人以上	1人につき、38万円を加算
国民年金加入者以外の年金加入者	
扶養人数	所得額
0人	532万円
1人	570万円
2人	608万円
3人	646万円
4人以上	1人につき、38万円を加算

（適用期間：10月1日～平成23年9月30日）
所得とは、給与所得者は給与所得控除後の金額、確定申告者の方は収入額から必要経費を引いた金額です。
所得から次のものを控除して、所得制限額を確認してください。

(1)社会保険料一律8万円
(2)特別障害者40万円
(3)障害・勤労学生・寡婦（夫）27万円
(4)老人扶養親族・老人配偶者6万円
(5)寡婦特別控除8万円
(6)雑損控除額・医療費控除額・小規模企業共済等掛金控除額の控除相当額

子育て支援課 田（☎460 - 9840）

■子・乳医療助成制度
～「現況届」について～
現在子・乳医療証をお持ちの方は、

公簿で所得状況などを確認し、引き続き対象であるか否かを判断することが出来る場合に「現況届」を省略します。

公簿で確認が出来ない方には8月初旬に「現況届」をお送りします。

「現況届」をお送りする方は、平成22年度の所得の確認が出来ない方（平成22年1月2日以降転入者で平成22年度課税証明書未提出の方）
申請者が西東京市外に住民登録をされている方 外国人登録者（永住者以外）などの方です。

なお、申請時に届けた事項（加入保険の変更[※]）に変更があり、まだ「変更届」を提出していない方は手続きをしてください。

子育て支援課 田（☎460 - 9840）

■子育てに悩んだら...
「地域子育て支援センター」へ

離乳食のこと・しつけのこと...子育て中の心配ごとなどありましたら、お近くの地域子育て支援センターへお越しください。栄養士、看護師、保健師、保育士が皆さんのお話を伺います。どんなことでもお気軽にご利用ください。食事・健康などの講座もあります。

地域子育て支援センター「なかまち」（なかまち保育園内）
（☎422 - 4880）
地域子育て支援センター「やぎさわ」（やぎさわ保育園内）☎465 - 0328）
地域子育て支援センター「けやき」（けやき保育園内）☎464 - 3823）
地域子育て支援センター「ひがし」（ひがし保育園内）☎421 - 9913）

■子どもに関する相談は
「子ども家庭支援センター」へ

おおむね18歳までの子どもに関するさまざまな相談に応じます。子育てに関する不安、虐待、いじめ、ひきこもりなど、ちょっと変だな、困ったなと思ったらお気軽にご相談く

ださい。秘密は厳守します。各種子育て支援サービス、心理専門相談やさまざまな専門機関の紹介もします。

小学生・中学生・高校生のお子さん自身からの相談もお受けします。

□相談受付 月～土曜日（祝日、年末年始を除く）午前9時～午後4時

□相談専用電話（☎439 - 0081）
子ども家庭支援センター
（☎425 - 3303）

防 災

■市内グラウンドに
AEDを設置！

6月に下記のグラウンドの管理入室にAEDを設置しました。西東京市スポーツ・運動施設は全施設にAEDがありますので、緊急時にご活用ください。

※AED設置グラウンド
東町テニスコート・健康広場・ひばりが丘運動場・芝久保第二運動場・芝久保運動場・北原運動場・向台運動場・市民公園グラウンド
スポーツ振興課 保（☎438 - 4081）

ご み

■指定収集袋（ごみ袋）の手数料・デザインが変わります

今年10月から市指定収集袋（ごみ袋）の手数料改定に伴い、デザインなどの変更を予定しています。新しい指定袋は9月下旬から指定袋取り扱い店で販売を開始する予定です。

10月からは新しい指定袋でゴミを出していただくことになります。現在の袋が余った場合は、新しい袋へ交換を予定していますが、できるだけ余らないように計画的な購入をお願いします。

また、詳細は順次、市報やチラシなどでお知らせします。
ごみ減量推進課（☎438 - 4043）

「児童扶養手当」の制度が変わります！

～父子家庭も対象に～

子育て支援課 田（☎460 - 9840）

8月から児童扶養手当の制度が改正され、父子家庭の父も申請が可能になります。

※次に該当する父子家庭の父が申請できます。

□要件 日本国内に住所があり、0歳～18歳に達した年度末までの児童で、次の～の理由で父に養育されていること 障害の程度により20歳未満の児童も含む）

両親の離婚 母の死亡 母が生死不明 母に重度の障害がある 母が1年以上拘禁されている 母に1年以上遺棄されている 婚姻によらないで生まれ、母から引き取った[※]

申11月30日(火)までに子育て支援課（田無庁舎1階）へ。

※ただし、次の状態にある場合は該当しませんので、ご注意ください。

母の死亡により児童が遺族年金などを受けられる場合 児童が里親に委託されていたり、児童福祉施設などに入所

している場合 児童が母と生計を同じくしている場合 児童が父の配偶者（事実上の配偶者を含む）と生計を同じくしている場合 老齢福祉年金以外の公的年金を受給できる場合

□手当額
第1子...4万1720円～9850円（所得に応じて10円きざみ）
第2子...5000円加算
第3子以降...1人につき3000円加算

受給資格を消失したにもかかわらず、届出をしないで手当を受給している場合、手当額を全額返還していただきます。また、偽りその他の不正の手段により手当を受けた方は、3年以下の懲役、または30万円以下の罰金に処せられることがあります。

なお、児童扶養手当は、手当の受給者が父の場合は、父が監護する児童の母から、父または児童が受け取る養育費について、その金額の8割が父の所得として取り扱われます。



所得とは、給与所得者は給与所得控除後の金額、確定申告の方は収入額から必要経費を差し引いた額です。

所得から次のものを控除して、所得制限額を確認してください。

(1)社会保険料一律...8万円
(2)障害・勤労学生・寡婦（夫）...27万円
(3)特別障害者...40万円
(4)寡婦特別加算...8万円
(5)雑損控除額・医療費控除額・小規模企業共済等掛金...控除相当額

□22年度所得制限限度額表（21年1月～12月）（単位：円）

扶養人数	本 人		孤児の養育者、配偶者、扶養義務者
	全部支給	一部支給	
0人	19万	192万	236万
1人	57万	230万	274万
2人	95万	268万	312万
3人	133万	306万	350万
4人目以降	1人につき38万円を加算		
1人につき加算	特定扶養15万・老人扶養10万	老人扶養6万	

扶養義務者などの老人扶養加算は扶養親族が老人扶養のみの時は2人目からの加算になります。